

監事の直近の意見について

独立行政法人通則法第38条第2項に規定する、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監事の意見には、特に問題となる記載はありませんでした。